

平成29年10月18日

売店の営業を行い、かつ自動販売機を設置する営業者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

和歌山地方裁判所長 中 村 也寸志

和歌山地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、売店の営業及び自動販売機による清涼飲料水の販売を行い、来庁者等に利用させる業務をする方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

和歌山地方・家庭・簡易裁判所庁舎等における使用許可（売店営業及び自動販売機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

和歌山地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部について売店営業及び自動販売機により清涼飲料水の販売を行い、来庁者等に利用させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であることを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 和歌山県和歌山市二番丁1

和歌山地方・家庭・簡易裁判所庁舎の一部

(2) 和歌山県田辺市新屋敷町5番

和歌山地方・家庭裁判所田辺支部田辺簡易裁判所庁舎の一部

4 参加資格

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）ではないこと。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、売店の営業及び自動販売機による販売を行い、来庁者等に利用させる業務をする。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成29年10月18日（水）午前8時30分から同10月31日（火）午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日並びに平日の午後零時から午後1時及び午後5時から翌朝8時30分を除く。）。

イ 交付場所

和歌山県和歌山市二番丁1

和歌山地方裁判所6階 事務局会計課管理係（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

電話 073（428）9892又は9894

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成29年11月14日（火）午前8時30分から同月21日（火）午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日並びに平日の午後零時から午後1時及び午後5時から翌朝8時30分を除く。）。

イ 提出場所及び方法

(1)イの場所に持参する方法により提出する（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

ウ 提出部数 正本1部 副本6部

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出方法等が前記6(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評

価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

8 その他

詳細については企画提案募集要領による。